

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 別海町における自治の基本的なあり方を表し、町民と行政との協働、町民の行政への参加の仕組み等の規範となる基本条例「別海町自治基本条例（仮称）」（以下「自治基本条例」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自治基本条例に関する事項について調査及び研究し、自治基本条例の策定の意義、目的、盛り込むべき内容等について検討を行い町長に対して提言するものとする。

(組 織 等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 公募により応募があった町民のうち、町長が委嘱した者 10名
- (2) 別海町自治基本条例職員研究プロジェクトチームに所属する町職員 3名
- (3) 町内の各種団体の推薦を受けた者 22名以内とする。

2 委員の任期は、前条の規定による提言のすべてを町長に提出する日までとする。

3 任期中に委員の変更があった場合は、新委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(委員報酬)

第4条 委員の報酬は無償とする。ただし、前条第1項第1号及び第3号に該当する委員については、証人等の実費弁償に関する条例（平成3年別海町条例第21号）に基づき実費弁償を支給する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって会議を行うものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、原則公開で行うものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

5 委員会の記録は、公開するものとする。ただし、決定により一部非公開とすることができる。

(部 会)

第7条 委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち委員長が指名した者（以下「部会員」という。）で組織する。

- 3 部会には、部会長を置くことができる。
- 4 部会長は、部会員の互選により定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部総合政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成22年7月30日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第2項に規定する日にその効力を失う。